

○内閣府  
法務省 令第 号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第5号）の一部を次のように改正する。  
法務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(振替機関への通知事項)</p> <p>第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 当該振替社債の社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容</p> <p>「ハ」リ 略</p> <p>二 「略」</p> <p>(地方債に関する社債に係る規定の準用)</p> <p>第十条の二 第三条（第一号リ及び第二号を除く。）の規定は、法第一百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十四条</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(振替機関への通知事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 当該振替社債の社債管理者の名称</p> <p>「ハ」リ 同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>(地方債に関する社債に係る規定の準用)</p> <p>第十条の二 第三条（第一号リ及び第二号を除く。）の規定は、法第一百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社</p>

の二の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者の名称」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の三 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「投資法人債管理補助者」と、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十四条の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九十九条の九の二第一項」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の五 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一

法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の三 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の五 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一

号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「特定社債管理補助者」と、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十四條の二」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百七條の二第一項」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

（特別法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十條の六 第三條（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第二百二十條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三條第一号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十四條の二の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは

号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

（特別法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十條の六 第三條（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第二百二十條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三條第一号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

「及びハ」と読み替えるものとする。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

第十条の七 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号(当該委託者が適格投資家向け投資運用業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。)を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。))であるときは、その旨を含む。)

〔二ヨ 略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

第十条の七 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号(当該委託者が適格投資家向け投資運用業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。)を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。))であるときは、その旨を含む。)

〔二ヨ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(特定目的信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

第十条の十 法第二百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替特定目的信託受益権の元本持分(資産の流動化に関する法律第二百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。)又は利益持分(同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。)の

総数

〔二〇十二 略〕

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の十一 第三条の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債(短期外債を除く。)」と、同号ロ中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」と、同号チ中「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二

(特定目的信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

第十条の十 「同上」

一 振替特定目的信託受益権の元本持分(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。)又は利益持分(同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。)の総数

〔二〇十二 同上〕

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の十一 第三条の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債(短期外債を除く。)」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号チ中「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規

<p>十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同条第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同条第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。